

マイティパワー TFリフト取扱説明書

■仕様

型式	TFBO-MD7	TFBO-08MD7
積載荷重	200 kg	
昇降速度	15 m/min	
ワイヤロープ	φ6×50 m	φ6×27 m
操作コード	5m, 15m	
有効揚程	13.86m	5.86m
はしご長さ	16m	8m
総重量	230 kg	170 kg

※電源 AC100V単相 ※はしご幅 460mm

※ウインチ仕様はMD7 取説をご参照ください。

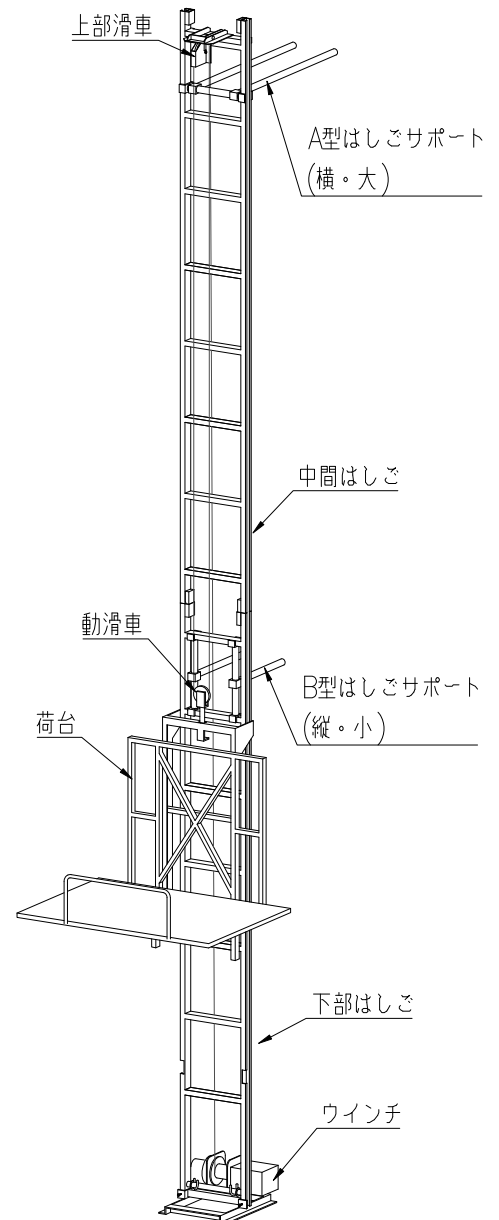
■構成部品

名称	寸法・備考	自重量 kg
ウインチ	MD7	35
下部はしご	4m×1本	25
中間はしご	4m×2本 (8m 揚程:1本)	50 (25)
中間はしご	2m×2本 (8m 揚程:なし)	28 (0)
上部滑車	φ140	6
荷台	1200×630×900	62
A型はしごサポート(横/大)	上部用1セット (8m 揚程:A型(横/小))	3.8
B型はしごサポート(縦/小)	中間用4セット (8m 揚程:2セット)	7.6 (3.8)
動滑車	φ140	5
その他コード・ワイヤ		12.5 (9.5)

■オプション

過荷重防止リミットスイッチ、後付リミットスイッチ、自動運転盤

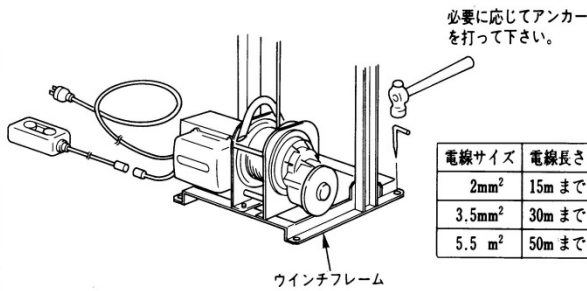
(改良のため予告なく変更することがありますのでご了承ください。)



組立説明

1 ウインチの固定法

1. ウインチは下部梯子に対して建物側になる様にして設置し、ウインチフレームはアンカーで固定して下さい。
2. 本機のブレーキは、一方向のみに働くブレーキですので、ワイヤ巻替・交換時には、巻方向に注意して下さい。(本機赤矢印にて明示)
3. 使用電源コードは下表によって送定して下さい。
 ② 感電事故防止のため、接地印のところから確実にアースして下さい。

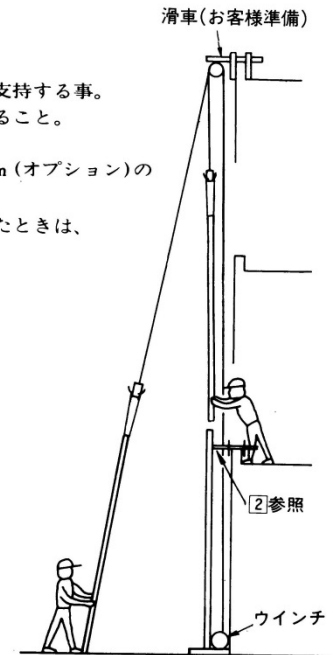
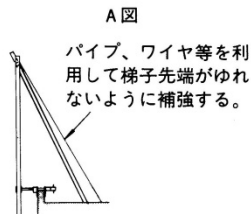
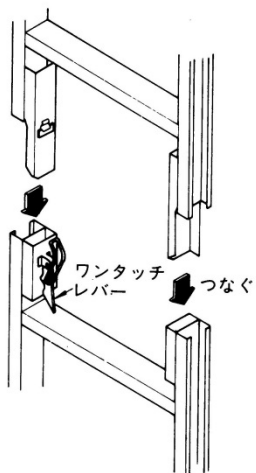


2

梯子をつなぎ固定してください。

1. 下部梯子上部を②により固定する。
2. 2段目の中間梯子を階段よりかつぎ上げるか、又は滑車等を利用してウインチ自身で吊上げるか、その場に適した安全な方法で上にあげる。
3. 左下図のようにつなぎ、ワンタッチレバーで梯子どうしを固定する。
4. 2段目の梯子の上部を②により、支持金具で固定する。
5. 2.3.4の要領で順次つなぎ固定していく。

- 注1. 梯子の支持は、なるべく3mピッチごとに1ヶ所支持する事。
 2. 支持固定の際は、梯子のねじれ、曲がりに注意すること。
 3. クランプのねじの締忘れがないか、調べる事。
 4. 最上部の梯子のとび出しを最小限にし(2m、1m(オプション)の梯子を利用する)2m以上とび出ないようにする。
 5. 屋上で荷台を反転させるとき、2m以上とび出したときは、必ず支えをとること。(A図)



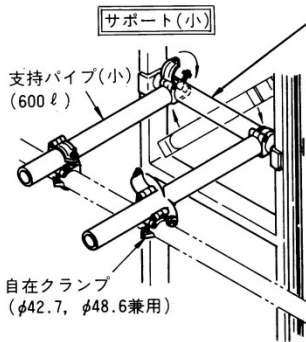
3

サポートで梯子を固定してください。

注. 固定はなるべく3mピッチごととし、梯子1本に対し、最少でも、1ヶ所は固定すること。

1. 梯子ホルダーに支持パイプ2本を仮締しておく。
2. 図のように梯子の間に梯子ホルダーをななめに入れ、梯子を引掛ける。
3. 自在クランプで足場等に支持パイプを仮締する。
4. 梯子の垂直、梯子ホルダーの水平を確認した後、クランプ部の各ナットを十分に締付ける。

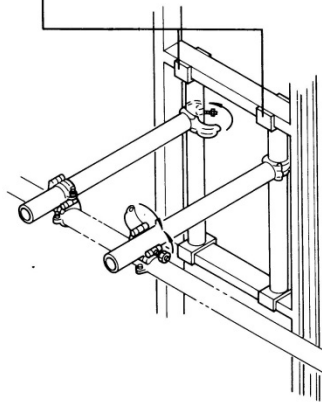
A型梯子サポートの固定法



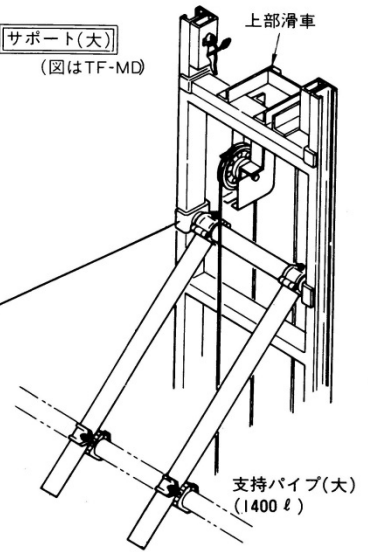
サポート(小)の使い方
各階ごと、または梯子1本ごと(継手付近)に支持金具(小)にて梯子を固定してください。
(中間固定用)

梯子ホルダー ㊦
(ななめに梯子の間に入れ水平にもとし、梯子に引掛る)

B型梯子サポートの固定法



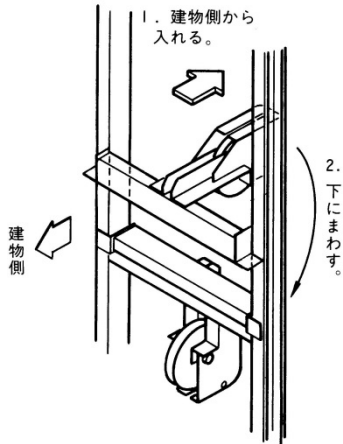
サポート(大)
(図はTF-MD)



サポート(大)の使い方
梯子上端部固定用としてください。足場枠等の上端より、梯子がとび出すことが多いので、この時右図のように、ななめに取付け、梯子のとび出し部を補強してください。

4 上部滑車を取付けてください。

1. 建物側から梯子の間に入れる。
2. 下にまわして棧に引掛ける。



5 台車を梯子に取付けてください。

取付方

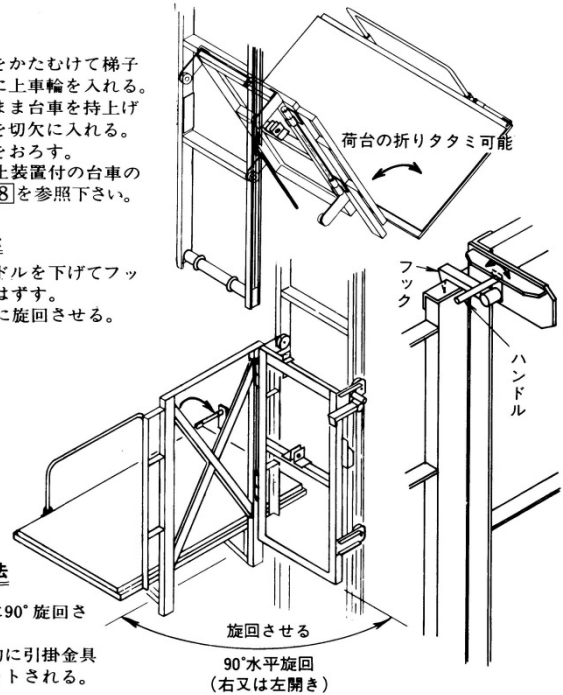
1. 台車をかたむけて梯子切欠部に上車輪を入れる。
2. そのまま台車を持上げ下車輪を切欠に入れる。
3. 台車をおろす。
(落下防止装置付の台車の取付方は⑧を参照下さい。)

旋回方法

1. ハンドルを下げてフックをはずす。
2. 静かに旋回させる。

復帰方法

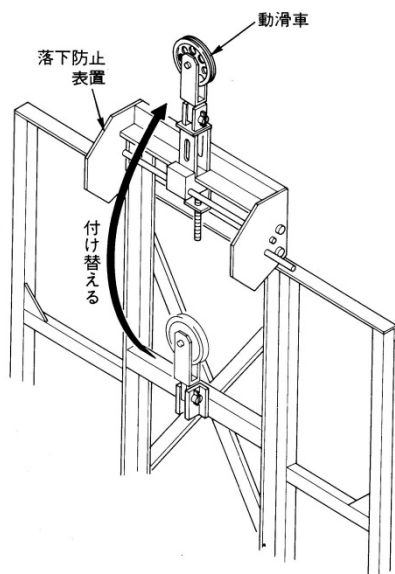
1. 静かに90°旋回させる。
2. 自動的に引掛金具がセットされる。



6 TFB形〔落下防止装置付〕の組立の注意

動滑車の付け替え

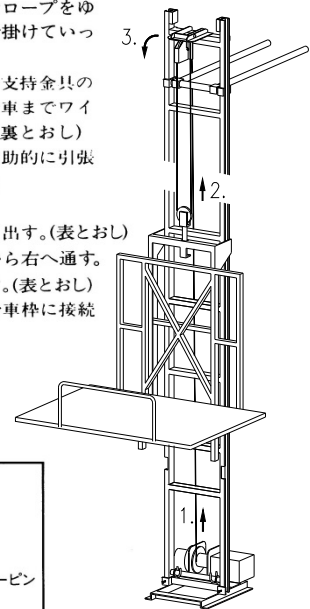
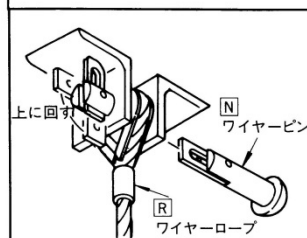
出荷時には梱包の都合上、動滑車は図のようについています。落下防止装置の上端に付け替えて下さい。



7 ワイヤロープを掛けてください。

⑤ボタンを押し、ワイヤロープをゆるめながら下記の順序で掛けていってください。

1. 梯子の建屋側を梯子支持金具の間を通しながら上部滑車までワイヤロープを送り出す。(梯子裏とおし) (上からロープ等で補助的に引張り上げれば安全です。)
2. 上部滑車に通す。
3. そのまま下まで送り出す。(表とおし)
4. 荷台の動滑車に左から右へ通す。
5. 再び上まで送り出す。(表とおし)
6. 下図の要領で上部滑車枠に接続する。



8

落下防止装置の取り扱い方法(作動確認)

TFB型には落下防止装置が付いています。

I. 動作原理 (下図)

- (1) ワイヤロープが正常に張っている時は、圧縮バネにより上方へ回されようとしているカムが、停まっている。
- (2) ロープが切れ、張力がなくなるとカムが上方へ回り、ガイドレールに食いこんでブレーキとなる。

II. 作動確認テスト法 (3ヶ月に1度テスト)

(空荷でテストする。)

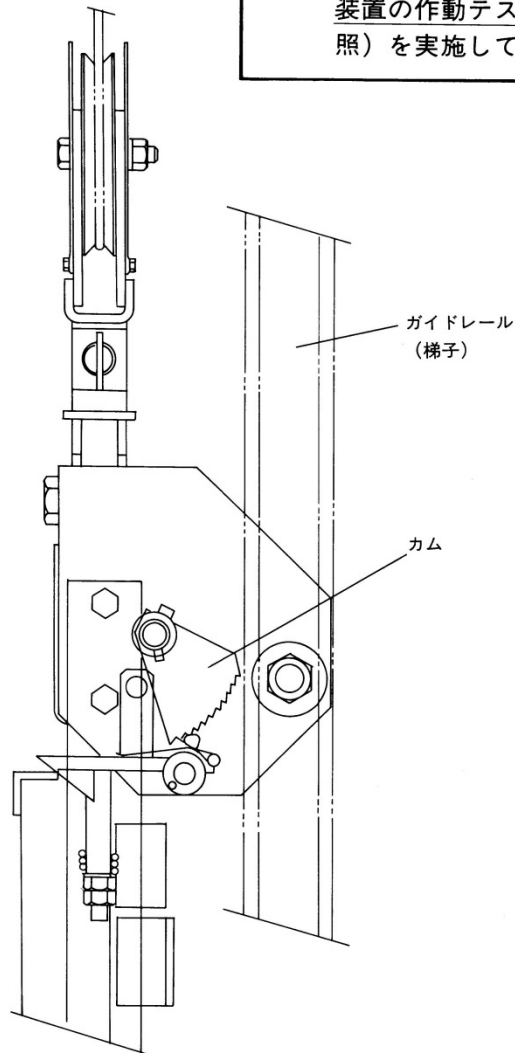
- (1) 下限リミットが作動する前に、手を離しても荷台の降下を妨げ、更に50cmほどワイヤロープをゆるめ(ロープ切れと同じ状態にして)カムを作動させる。
- (2) その状態のまま、ナインロープでカムが食い込んで、台車が降りてこないことを確認する。(効き方は荷重に無関係であるので、無積載テストでよい。)

III. 復帰法

- (1) 再びワイヤロープに張力を与えると自動的に復帰する。

注意

- ① 安全装置に頼ることなく、ワイヤロープの保守点検を励行して下さい。(キック、素線切れ、まもう。標準取説参照)
使用ひん度と損耗状況を把握して、定期交換するのが、一番良い使用方法です。
- ② 人乗り禁止。
荷物専用です。
- ③ 3ヶ月に1度は安全装置まわりの清掃、給油、装置の作動テスト(上記参照)を実施して下さい。



取扱い注意事項

1. 運転中は、荷台に絶対乗らないでください。
2. 梯子が左右に傾斜しない様に確実に固定してください。
3. ワイヤロープがキンクしない様にご注意ください。
4. 運転の前に台車のコロ、滑車等の回転が正常か見て下さい。
5. 作業開始の前に、空荷で静かに1往復させてください。
これによりワイヤ、コロ、滑車、荷台の走行等が正常であるか確認してください。
6. 「過巻」「過巻戻し」を行なわない様にしてください。
7. ウインチの上手な扱い方として、初めの5～6回は、80%負荷にて馴じみ運転されますと、寿命が長くなります。
8. ウインチの取扱いは別紙のウインチの取扱説明書をよんで下さい。

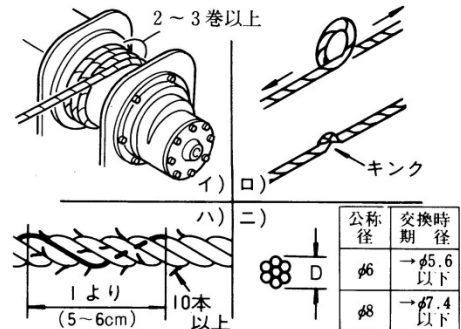
9. ワイヤロープの取扱い注意。

イ) 捨巻を必ず3巻以上残すこと。

ロ) キンクしたワイヤロープは絶対使わないこと。

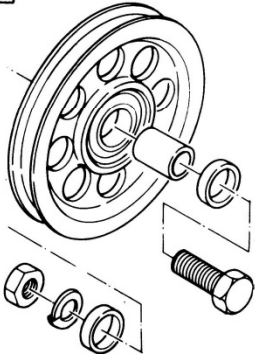
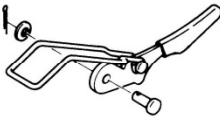

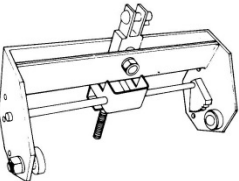

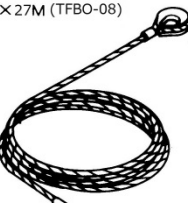
ハ) 1よりで10本以上。素線が切断したら交換のこと。

ニ) 直径が7%以上減少したら交換のこと。



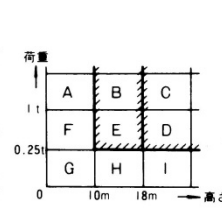
10. ウインチは、湿気を嫌いますので保管は出来るだけ湿気のない場所にしてください。ならない場合は、燃料を抜いて保管してください。

パーツリスト

<p>H 上部滑車ブリーセット 1セット φ140</p> 	<p>M ワンタッチレバー 1セット</p> 	<p>K 台車コロセットK 4セット</p>  <p>③落下防止装置のコロセット(4組)とは異なります。</p>
<p>L 落下防止装置 1セット</p> 	<p>N ワイヤピン 1セット</p> 	<p>R ワイヤロープ 1束 φ6×50M (TFBO) φ6×27M (TFBO-08)</p> 

建設用リフト関係法規(簡易リフトは一部異なります。)

1. 労働安全衛生法：特定機械は、製造許可が必要であり、特定機械以外の危険なところ(労安法) ころで使用する機械については安全装置、規格を具備したものでなければ譲渡、貸与、設置してはならないと定めている。
(クレーン等安全規則第181条で使用の制限もされている。)
2. 労働安全衛生法施行令：建設用リフトの内「特定機械」とそれ以外の「安全装置、規格を具備すべき機械」と「除外となる機械」を定めている。
3. クレーン等安全規則：第2条で適用除外になる建設用リフトを定め、それ以外について第6章で詳細に規則を定めている。この中に(設置届)(設置報告)が含まれている。



C, D: 特定機械 (製造許可)
B, E: 規格又は安全装置を具備すべき機械 (譲渡等の制限)
A, F, G, H, I: 上記のいずれにも除外されている建設用リフト (無制限という意味ではありません)

一、労働安全衛生法

第五章 機械等及び有害物に

第一節 機械等に関する規制

第三十七条 ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、労働者令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。
(譲渡等の制限)
第四十二条 特定機械等以外の機械等、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

二、労働安全衛生法施行令

(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
十、建設用リフト、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の作業に使用されるもの(ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。)をいう。
(特定機械等)
第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。
七、ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第二十九号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第二十九号において同じ。)(労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)
第十三条 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。
二十九、ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト

三、クレーン等安全規則

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二、建設用リフト、令第一条第十号の建設用リフトをいう。
(適用の除外)
第二条 この省令は、次の各号に掲げるクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトについては、適用しない。
二、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトで、積載荷重が〇・二五トン未満のもの。
三、積載荷重が〇・二五トン以上の建設用リフトで、ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さが十メートル未満のもの。
第六章 建設用リフト
(設置届)
第七四条 上表C, Dに必要
(設置報告書)
第七九条 B, Eに必要
(どう業の制限)
第八十六条 事業者は、建設用リフトの搬器に労働者を乗せてはならない。ただし、建設用リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。
二、労働者は、前項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗ってはならない。

四、労働安全衛生規則

第二章 第四款 巻上げ装置

第二百七条 事業者は、次のいずれかに該当するワイヤロープを巻上げ装置の巻上げ用ワイヤロープとして使用してはならない。
一、ワイヤロープ一より間の間において素線の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの。
二、直径の減少が公称径の七パーセントを超え、かつ、三、キックしたものを。
三、著しい形くずれ又は腐食があるもの。
(物品揚卸口等についての措置)
第六五三条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。